

公益社団法人 日本数学教育学会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本数学教育学会（以下「日本数学教育学会」という）が、数学教育に関する研究及び実践の推進・向上を図るとともに、日本数学教育学会の研究・実践活動を広く内外に周知するための広報・普及活動の一環として、各賞を設け、表彰することを目的として定めるものである。

(各賞の趣旨)

第2条 日本数学教育学会の学会各賞は以下のとおり定める。

1 日本数学教育学会学会賞(以下「学会賞」という)

- (1) 学会賞（学術研究部門）は、数学教育に関する学術的研究を推進するために、日本数学教育学会の学会誌『数学教育学論究』、『算数教育』、又は『数学教育』において優れた研究成果を公表した個人の日本数学教育学会の会員、あるいは、数学教育学の学術的研究の発展、研究及び教育の充実に対し永年にわたり特筆すべき寄与と顕著なる功績を残した個人の日本数学教育学会の会員に対し、その功績を讃え、表彰するものである。
- (2) 学会賞（実践研究部門）は、学会の研究活動、特に教育現場における実践研究活動を支援し活性化を図るために、日本数学教育学会の学会誌『算数教育』又は『数学教育』に掲載された論文の中から優秀な論文を選定し、その執筆者である個人の日本数学教育学会の会員を表彰するものである。
- (3) 学会賞（大学院生研究奨励部門）は、大学院生の研究活動の活性化を図るために、日本数学教育学会秋期研究大会特集号に掲載された研究論文の中から優れたものを選定し、その執筆者で、日本数学教育学会の会員である大学院生を表彰するものである。

2 日本数学教育学会全国大会優秀研究賞(以下「優秀研究賞」という)

優秀研究賞は、優れた研究成果を日本数学教育学会の全国算数・数学教育研究大会において発表するとともに、継続的に実践研究を推進し、多くの日本数学教育学会の会員の研究・実践活動に貢献すると認められる個人又はグループの構成員である日本数学教育学会の会員を表彰するものである。会長賞は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の校長・副校長・教頭・教諭等による実践研究で、当該年度の前年度大会で発表されたものを対象とする。

3 日本数学教育学会功労賞(以下「功労賞」という)

功労賞は、本学会の各部幹事・各委員会委員等を永く務め、学会運営に貢献した者、あるいは、本学会の更なる充実・発展のために、当該年度の前年度、日本数学教育学会の全国算数・数学教育研究大会実行委員会等において大会運営に貢献した者に対して謝意を表し、表彰するものである。功労賞の表彰対象は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に所属する日本数学教育学会の会員とし、各校種1名以内で、総数3名以下を原則とする。

(本賞)

第3条 表彰は、本賞の賞状及び副賞とする。

(選考委員および選定委員の構成)

第4条 別に定める学会各賞選考委員会および選定委員会規定による。

(選考方法)

第5条 各賞の候補者の選定については、別の各賞顕彰規定細則に定める。

- (1) 学会各賞選考委員会（以下「選考委員会」という）及び選定委員会規定によって定められた委員によって選定される。
- (2) 各賞の選定委員会は、選定された推薦候補者名簿を作成し、学会各賞選考委員会に提出する。
- (3) 選考委員会は、各賞の選定委員会から提出された推薦候補者名簿を選考し、選考結果を理事会に報告する。
- (4) 理事会は、選考委員会の報告に基づき受賞者を審議の上、承認する。
- (5) 選考委員会は、理事会で受賞者が承認されたことを社員総会で報告する。

(表彰行事)

第6条 賞の贈呈は、学会賞（学術研究部門）及び学会賞（実践研究部門）、並びに全国大会優秀研究賞及び功労賞については、原則として日本数学教育学会主催の全国算数・数学教育研究大会の開会式において行い、学会賞（大学院生研究奨励部門）については、翌年の秋期研究大会において行う。また、各賞の受賞者氏名を、表彰年度の学会誌等に掲載して周知する。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

平成26年4月1日制定

平成26年5月19日の理事会で承認

平成26年5月20日より施行